

附 則

1 この告示は、平成二十五年三月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定(第二号の三に係る部分を除く)は、この告示の施行の日以後の特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第八十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二條第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 一 施行者の名称 国土交通大臣 太田 昭宏
二 都市計画事業の種類及び名称 三鷹都市計画公園事業第五・三・一号新川防災公園
三 事業施行期間 自平成二十五年二月一日至平成二十九年三月三十一日

取用の部分 東京都三鷹市新川六丁目地区使用の部分 なし

○国土交通省告示第八十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二條第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 一 施行者の名称 国土交通大臣 太田 昭宏
二 都市計画事業の種類及び名称 草加都市計画公園事業三・三・〇一号松原近隣公園
三 事業施行期間 自平成二十五年二月一日至平成二十七年三月三十一日

取用の部分 埼玉県草加市松原三丁目地区使用の部分 なし

○国土交通省告示第八十六号

次の信号符号を点附したので、船舶法施行細則(明治三十二年通信省令第二十四号)第十九条の規定により告示する。

- 平成二十五年二月一日
国土交通大臣 太田 昭宏

Table with columns: 船舶符号, 船舶名, 船名, 取付年月日. Lists various ship registration details including ship names like 'クローンバリー' and '第八十八盛勝丸'.

○国土交通省告示第八十七号
次の信号符号を取り消したので、船舶法施行細則(明治三十二年通信省令第二十四号)第十九条の規定により告示する。

Table with columns: 船舶符号, 船舶名, 船名, 取付年月日. Lists cancellation of ship registration details.

Table with columns: 船舶符号, 船舶名, 船名, 取付年月日. Lists various ship registration details including '新参拾伍米丸' and '新日徳丸'.

○海上保安庁告示第三十号
航海標識の設置について、航海標識法(昭和十四年法律第九十九号)第六条の規定により、次のように告示する。

Table with columns: 船舶符号, 船舶名, 船名, 取付年月日. Lists navigation mark details for '鷹ノ巣' and '島鷹ノ巣'.

○海上保安庁告示第三十一号
航海標識の性質その他の変更について、航海標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第六条の規定により、次のように告示する。

Table with columns: 船舶符号, 船舶名, 船名, 取付年月日. Lists navigation mark change details including '安乗埼灯台' and '三重県志摩市(安乗埼)'.